

令和8年度税制改正等へ向けて、地方財政審議会として、①本意見、②「地方税制のあり方に関する検討会報告書 - 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等 -」、③「同報告書 - 道府県民税利子割の税収帰属の適正化 -」及び④「自動車関係税制のあり方に関する検討会 報告書」の4点を取りまとめ、総務大臣へ手交した

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 人口減少・少子高齢化の進展や東京への人口及び経済活動の一極集中のほか、働き方やライフコースの多様化、デジタル化などの経済社会の構造変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼすと考えられるが、住民生活に密着した行政サービスを支える地方税収を引き続き安定的に確保するため、中長期的な視点から税制のあり方について検討を行うとともに、新たな課題に対しては時宜に応じた対応を行うことが必要
- 都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、②報告書の内容に沿って、偏在是正措置に関する具体的な検討を進めることが必要

第二 令和8年度地方税制改正等への対応

個人住民税

- 利子割の税収帰属の適正化にあたっては、③報告書の内容に沿って具体的な検討を進め、結論を得ることが必要
- 個人所得課税における基礎控除等のあり方について、さらなる議論が行われる場合、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合う個人住民税の基本的な性格や、地方の財政に与える影響等を十分配慮した上で、地方団体の声も聞きながら丁寧な議論を行うことが必要
- ふるさと納税について、地方団体による寄附金の募集に要した費用が増嵩しており、寄附者の思いに応えるためにも、寄附金はできる限り地方団体が活用できるようにすることが重要

自動車関係諸税(車体課税)

- 車体課税の見直しにあたっては、④報告書の内容に沿って具体的な検討を進め、結論を得ることが必要

自動車関係諸税(燃料課税)

- 軽油引取税及び地方揮発油税が社会インフラ整備等に充てられている貴重な財源であることを踏まえ、今後の税制改正及び地方財政対策において、暫定税率廃止に伴う地方の安定財源の確保を確実に図るべき

地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

- 地方税関係通知のうち、納税証明書等についても、電子的に送付できる仕組みの検討を進めるべき

その他の諸課題

- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、住民税など地方税の賦課・徴収の適正な実施を図る観点から、総務省において地方団体と入管庁との情報連携を積極的に進めるべき
- 宿泊税などについて、一部の区域又は課税対象に対して課税免除を行う場合には、課税を不相当とする「公益上その他の事由」が必要であり、同一の課税客体(物、行為等)に対しては公平に課税するよう十分な検討が必要